

ミニレポート vol.73

広がりを見せる「在宅勤務制度」の導入状況



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

広がりを見せる「在宅勤務制度」の導入状況

◆テレワーク(在宅勤務制度)利用者は3年で65%増

テレワークの利用者(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上利用する人)の数は、2002年には408万人(雇用型:311万人、自営型:97万人)でしたが、2005年には674万人(雇用型:506万人、自営型:168万人)となり、3年で約65%増加しています(国土交通省・社団法人日本テレワーク協会調べ)。

政府は、「テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議」を設置し、昨年5月には「テレワーク人口倍増アクションプラン」を発表するなど、力を入れ始めています。2010年までには2005年比でテレワーク人口比率を倍増させ、就業者人口に占める割合を2割程度にしたい考えです。

◆テレワーク活用のメリット

テレワーク活用のねらい・メリットとして、政府は以下のことを挙げています。

- (1) 「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現
- (2) 次世代を担う子供を育てる環境の実現
- (3) 人口構造激変時代の企業活力・国際競争力の確

保

(4) 場所にとらわれない就労・起業による地域活性化

(5) 交通代替によるCO2の削減

◆中央省庁や大手民間企業の取組み

特許庁は、2009年度から在宅勤務制度を導入する方針を明らかにしました。対象者は特許審査を担当する審査官などで、併せてフレックスタイム制の導入も検討するとしています。中央省庁では、すでに総務省などでも在宅勤務制度を採用しています。

民間企業でも大手企業を中心に、導入(または検討)されています。NECは、通信回線を使って在宅勤務を可能にするテレワークの全社的な導入について検討すると今春に発表しました。有能な人材が不足気味のIT業界において、仕事と育児・家事などのバランスが取れるように配慮して、将来的な人材確保につなげるのがねらいのようです。NTT東日本でも、在宅勤務制度の全社導入を検討しています。今年5月に在宅勤務のトライアルを開始し、約200名が応募したそうです。制度の詳細は、検証結果に基づいて決定していくようです。

◆「在宅勤務ガイドライン」を改訂

厚生労働省は今年7月下旬に、「情報通信機器を活用

した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成 16 年 3 月発表)を改訂しました。在宅勤務の普及に伴い、より詳細な解釈が求められている状況に対応するものであり、「労働基準関係法令の適用及びその注意点」などが盛り込まれています。導入を検討している企業にとって注目すべきガイドラインです。